

令和6年度 小千谷市立片貝中学校いじめ防止基本方針

はじめに

この「小千谷市立片貝中学校いじめ防止基本方針（以下「片貝中基本方針」という。）」は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、当校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

なお、新潟県いじめ等の対策に関わる条例（令和2年12月25日施行以下「条例」という。）に基づき、「いじめ類似行為」に対する対策を含めたものとする。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの意味を促していくことが必要である。そのために、学校は組織として、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に行わなくてはならない。また、いじめ問題の重要性について、家庭、地域へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

なお、「いじめ」また「いじめ類似行為」については、法及び条例の定義に基づき捉えることとする。

法 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

条例 第2条の2 「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

以下、「いじめ」には「いじめ類似行為」を含むものとする。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③各種アンケート等（学校生活、授業、行事等）により、学校の実態を把握するとともに、いじめ防止の取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤保護者・地域住民に、学校いじめ防止等の取組について、理解と協力を得るため、広報と意識啓発を行う。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置および取組

①設置の目的

法の第22条を受け、当校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

②構成員

生徒指導部会構成員（校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭）を基本とし、必要に応じて自校の教職員や外部関係者が加わる。

③役割

ア 片貝中基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。

ウ いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

オ 未然防止のためにいじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境をつくる役割。

(4) 学区小学校、家庭・地域との連携

①中学校区いじめ・不登校対策委員会を組織し、定期的に学校いじめ防止等の基本方針や取組について協議する。

〈中学校区いじめ・不登校対策委員会構成員〉

- ・小・中学校 … 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（生活指導主任）、PTA会長
- ・保育園 … 園長、父母の会会長
- ・地域 … 民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司、駐在所員
- ・外部関係者 … スクールカウンセラー、市教育相談員

②学区小学校等と連携したいじめ防止等の取組の推進

ア いじめ見逃しゼロスクール集会、あいさつ交流を実施し、活動を通して生徒の自己有用感を高める。

イ 保小中連携事業（生活習慣、あいさつ等）を実施し、保小中一貫した心の教育の充実に向けた取組を進める。

③保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア 保護者会等において、いじめ防止等に関する保護者の責務（条例第8条）と片貝中基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

イ オープンスクール等での授業や活動参観を通して学校の取組を理解いただく機会をもつとともに、学期ごとの個別面談において個々の生徒の学校や家庭での生活の状況等について情報や支援の方針を共有する。

④学校の各種たよりやホームページを活用した情報発信

(5) 関係機関（警察、児童相談所、市教育委員会、民生児童委員、育成委員等）との連携

※いじめが犯罪行為に相当すると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。なお、この際の学校側の窓口は教頭とする。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 条例第9条「児童等の役割」の生徒への周知、並びにそれに基づく継続的な指導

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するように努めるものとする。

② 道徳教育、並びに人権教育、同和教育、情報モラルに関わる教育の充実

③ 社会性の育成（学級活動、生徒会活動、部活動、総合的な学習の時間、学校行事等）

④ 生徒が主体となるいじめ防止等の活動（絆交流、あいさつ交流等）

⑤ 小学校との連携による中1ギャップ解消の取組

⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめ早期発見のための取組

① いじめ相談・通報窓口の設置と生徒・保護者への周知

② いじめ早期発見のための調査等の実施

・ 生徒対象の学校生活アンケート調査（毎月、随時）

・ 生徒対象の教育相談を通じた調査（毎学期）

・ Q U（学級満足度調査）の実施とその結果に基づく実態分析（毎学期）

③ スクールカウンセラーや市教育相談員との連携

④ 教職員のいじめ防止等に関する資質向上のための研修の実施

(3) いじめへの即時対応の取組

いじめ・不登校対策委員会を中心として、**組織的な対応**を即時に行う。
いじめを受けている生徒を徹底して守り通す。いじめを行っている生徒に対しては、毅然とした態度で指導すると共に、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちをもてるようにする。

① 組織を活用した状況調査

* 「いじめを受けている生徒」「いじめを行っている生徒」「周りにいた生徒」等から話を聞き、正確な事実確認・把握に努める。

② いじめを受けている生徒の保護

③ いじめを行っている生徒への指導

④ いじめを受けている生徒の保護者への対応

⑤ いじめを行っている生徒の保護者への対応

⑥ その他の生徒への対応

⑦ 市教育委員会への報告

(4) いじめへの対処

いじめは、謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

（*相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及び保護者に面談等で確認し、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないことが認められること。

これら2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員は日常的に注意深く観察を続ける。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

②いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

*相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。

③その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が調査主体となった場合の対応

ア いじめ防止等の対策のための組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【いじめ防止等のための年間計画】

月	主な学校行事	いじめ防止等の取組		
		生徒	教職員	家庭・地域との連携
通年		<ul style="list-style-type: none"> 月の振り返り（毎月） いじめ見逃しゼロスクールに関わる活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査等による状況把握等 教育相談等による支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域いじめ不登校対策委員会による取組 保小中連携事業の推進
4	1学期始業式 入学式	<ul style="list-style-type: none"> 年間の目標と計画づくり 学級組織とルールづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 片貝中基本方針の共通理解と周知 生徒理解、情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> たよりやホームページ、会合での保護者への啓発 授業参観
5	生徒総会 自然体験学習 職場体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康チェック 体験学習に関わる活動を通しての人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 体験学習に関わる活動での支援 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつキャンペーン
6	第1回定期テスト 地区各種大会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめ見逃しゼロスクール集会 健康ステップアップ週間① 	<ul style="list-style-type: none"> 定期テストに向けた学習支援 生活習慣改善の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 学区いじめ不登校対策委員会① 健康ステップアップへの協力
7	県総体 1学期終業式 吹奏楽コンクール	<ul style="list-style-type: none"> 1学期の振り返り 体育祭に向けた活動 	<ul style="list-style-type: none"> Q U調査の実施と分析 夏季休業に向けた指導 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート 期末個別面談
8	夏季休業	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭に向けた活動 家庭、地域における活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒理解、生徒指導等の研修 アンケート結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での健全育成等の活動
9	2学期始業式 片貝まつり 体育祭	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康チェック 片貝まつりへの参加 体育祭に関わる活動 	<ul style="list-style-type: none"> 行事に関わる事前事後の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 教育活動参観
10	新人各種大会 学習発表会	<ul style="list-style-type: none"> 新人大会に向けた活動 学習発表会に向けた活動 健康ステップアップ週間② 	<ul style="list-style-type: none"> 大会や行事に関わる事前事後の指導 生活改善の指導 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつキャンペーン 健康ステップアップへの協力
11	第2回定期テスト 新入生学校説明会	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会選挙に関わる活動 新入生学校説明会に向けての活動 	<ul style="list-style-type: none"> 定期テストに向けた学習支援 Q U検査の実施と分析 	<ul style="list-style-type: none"> 学区いじめ不登校対策委員会② 教育活動参観
12	生徒会役員選挙 2学期終業式 冬季休業	<ul style="list-style-type: none"> 第2回いじめ見逃しゼロスクール集会 2学期の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> 冬季休業に向けた指導 生徒理解、生徒指導等の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート 期末個別面談
1	3学期始業式 後期生徒総会	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康チェック 生徒総会、引継ぎに関わる活動 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果の分析 3年生進路選択に関わる支援 	<ul style="list-style-type: none"> 3学年三者面談
2	第3回定期テスト 3年生を送る会	<ul style="list-style-type: none"> 3年生を送る会、卒業式に向けた活動 	<ul style="list-style-type: none"> 定期テストに向けた学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学習強調週間への協力
3	卒業式 修了式 修学旅行（2年） 学年末休業	<ul style="list-style-type: none"> 年度の振り返りと次年度に向けた目標づくり 修学旅行に関わる活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒理解の会 次年度の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新入生引継ぎ会